

サービスの体制づくりと向上

65才以上の保険料の見直しをしました

○地域包括支援センターの新設

地域で暮らす高齢者のみなさんを、介護や医療といった個々のサービスだけでなく、地域ぐるみで総合的、継続的に支えるために地域包括支援センターが新設されました。

市内には、3つの地域包括支援センターと2つの支所（窓口）があり、お住まいの地域ごとに担当をしています。

○地域支援事業サービスが始まりました

要介護認定で「非該当」の判定を受けた方や、申請をしていない方など、地域のすべての高齢者に対して、健康づくりや介護予防に関するさまざまなサービスを提供します。

○地域密着型サービスが始まりました

在宅と施設介護の中間的役割をこなうため、地域の特徴や実情にきめ細かく対応したサービスを提供します。

所得区分をこれまでの第2段階と第5段階を細分化し、所得の低い方には保険料負担の軽減を、また、課税層の負担能力に応じた基準所得金額を設けました。



所得区分		対象者	年間保険料額
これまで	4月から		
第1段階	第1段階	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者であって世帯全員が市民税非課税世帯の方	21,708円
第2段階	第2段階	世帯全員が市民税非課税世帯の方で合計所得額+課税年金収入額が80万円以下の方	21,708円
	第3段階	世帯全員が市民税非課税世帯の方で第2段階以外の方	32,562円
第3段階	第4段階	本人が非課税であるが世帯の誰かに市民税課税されている方	43,416円
第4段階	第5段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が200万円未満の方	54,270円
第5段階	第6段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が200万円以上500万円未満の方	65,124円
	第7段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が500万円以上の方	69,465円

担当地域	名称	住所・電話番号
大塚・三谷 中学校区	東部地域包括支援センター (蒲郡深志病院内)	大塚町山ノ沢45-2 ☎59・6790
蒲郡・中部 中学校区	中央地域包括支援センター (蒲郡市社会福祉協議会内)	神明町18-4 ☎69・3911(代)
	支所 (蒲郡厚生館病院内)	栄町11-13 ☎66・0800
塩津 形原・西浦 中学校区	西部地域包括支援センター (形原眺海園内)	形原町西稲荷18-2 ☎58・1133(代)
	支所 (蒲郡眺海園内)	拾石町浅岡1-7 ☎69・1122(代)

ここが聞きたいQ&A

Q 地域包括支援センターって…

A 市や地域の医療機関、介護（予防）サービス事業者、ボランティアなどと協力して、高齢者やその家族、地域住民からの介護・福祉に関する相談への対応や支援、介護予防プランの作成などを行います。

Q 介護予防サービスって…

A 対象者（要支援1・2）と家族が地域包括支援センターの職員と一緒に介護予防ケアプランを作ります。例えば、自宅での日常生活を手助けする介護予防訪問介護や施設に通う介護予防通所介護などがあります。

Q 地域支援事業のサービスって…

A 公民館や保健センターなどで開催されるストレッチ運動、筋力トレーニング、口腔ケアの指導、栄養改善の教室などのサービスに参加できます。

Q 支給限度額は…

A 新たな区分が設けられたため、「要支援」61,500円から「要支援1」が49,700円、「要支援2」は104,000円に変更されました。「要介護1」以上は変更ありません。

Q 地域密着型サービスって…

A 認知症高齢者や独居高齢者が、住まいの近くで生活できるように考えられたサービスで、現在は、「グループホーム」と「認知症対応型デイサービス」があります。